

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律

意見交換会 in 愛媛

平成 23 年 6 月 15 日、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（改正環境教育等推進法）が公布され、平成 24 年 10 月 1 日から完全施行されます。

多様で複雑化する環境問題を解決し、持続可能な社会を実現するためには、環境保全活動や NPO/NGO・企業・行政などの協働がますます重要になってきています。

今回の改正では、環境保全活動や環境教育の幅広い実践的人材づくりに向けて、学校教育における環境教育の充実、環境行政への企業や NPO など民間団体の参加および協働取組の推進などの他、自治体による環境教育・協働取組に関わる行動計画の策定の努力義務が盛り込まれ、制度化されました。

このたび、基本方針策定に向けて、四国内の環境教育や環境保全活動に携わる関係者の方々の意見を反映させるため、環境省担当者による同法のポイント解説や有識者によるパネルディスカッション及び意見交換を実施します。



この法律の特徴は、

- ・市民による政策提案など、政策形成への市民参加
 - ・協定に基づく協働での取組の実施
 - ・学校での環境教育の推進
 - ・環境教育等支援法人による取組支援
 - ・体験の機会を提供できる場づくりの支援
 - ・地方自治体による推進枠組みの具体化
- などです。

■ 日時：平成 23 年 10 月 2 日（日）13:00～15:00（15:30 まで開場 参加者との交流）

*同会場にて、引き続き 15:30 から「E S D 学びあいフォーラム」が開催されます。

■ 会場：愛媛県美術館 講堂

（松山市堀之内 TEL：089-932-0010）

■ 参加費：無料

■ 定員：50 名（定員になり次第締め切らせて頂きます）

■ 対象：環境保全活動、環境教育等に携わっている NGO・NPO、小中学校の先生（教育委員会）、行政、企業の方やこの法律に関心のある方

■ 主催：環境省中国四国地方環境事務所高松事務所

四国環境パートナーシップオフィス（四国 EPO）